

議案第51号 指定管理者の指定について

こども・健康部健康づくり課

1 内容

地方自治法第224条の2第3項に規定する指定管理者を選定し、施設の管理を行わせる。

2 公の施設名称及び所在地

名 称 朝霞市健康増進センター
所 在 地 朝霞市大字浜崎27番地

3 指定管理者として指定するもの

所 在 地 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地
名 称 株式会社 明治スポーツプラザ
代表取締役 後藤 聖治

4 指定期間

5年間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

5 指定管理者の指定方法

「公の施設の指定管理者制度に関する基本方針」に基づく公募選定

6 参考

地方自治法第244条の2第3項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

担当

こども・健康部健康づくり課予防係
電話 048-465-8611